

## 第3回 ハラール認証取得までのプロセス

中京大学 総合政策学部 並河 良一

### 1. ハラール認証の手続き

第2回で、ハラール認証を得るために必要な要件について説明した。今回は、ハラール認証を取得するまでの手続き、認証後に必要となる手続きについて説明する。

ハラール制度は、イスラム教を基礎とする制度であるため、その根本的な内容は世界中で共通である。しかし、ハラール認証取得までの手続き、認証後の手続きなどは、国により、宗教機関・団体により大きな差異がある。ハラール制度は宗教機関・団体による任意の制度であり、ハラール制度に適合しているか否かを判断するのは個々の宗教機関・団体であるからである。マレーシアやインドネシ

アのように、国内で統一された大きな宗教機関が政府と一体となって認証を行う国では、ハラール制度は国の法令と同様に定型的な手続きになっている。しかし、非イスラム国などで小さな宗教団体が認証を行う場合には、要員、予算が不足しているため、手作り感のする手続きになっている。

本稿は、緻密で体系的なマレーシアの制度の手続きを例に説明し、適宜、他国の手続きについても触れることとする。

### 2. 手続きの流れ

マレーシアにおける申請後の手続きの流れを図1に示す。認証機関は宗教機関であるイスラム開発局 (JAKIM) である。ハラール認証のプロセスは、企業からJAKIM

への申請に始まり、JAKIMの審査(宗教審査、技術審査、現地調査)とJAKIM内での評議を経て、合格した製品等が認証となる。

申請は、Halal Malaysiaというサイト (<http://www.halal.gov.my/>) から、オンラインで行う。最初にIDとパスワードを取得し、認証の申請をする。申請後5日以内に送付される書式を記入して提出する。提出書類の形式審査が行われ、書類の不足、書式不備がある場合には申請は却下される。不備がない場合には、手数料の納付後30日以内に本審査 (Audit)が行われる。

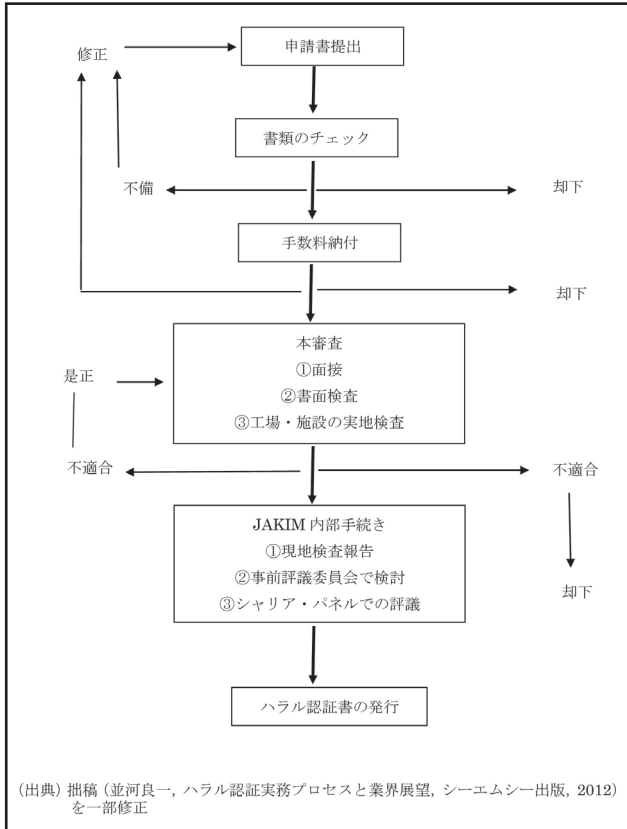
本審査の中心は、現地調査である。現地調査でハラール規格に不適合と判断されると、申請は却下される。不適合の内容によっては、是正して再度の現地調査を受けることができる。次に現地調査の報告書が評議会(シャリア・パネル: 宗教家、関係官庁、専門機関、地方機関で構成される会議)に提出され、事前評議、本評議の2回の評議を経て、ハラール認証に至る。

ハラール認証を得ると、認証マークを表示できることになる。ハラール認証の有効期間は2年である。認証の更新は可能であるが、新たに現地調査を受ける必要がある。この段階で不備が見つかり、ハラール認証は取り消され、更新することはできない。

提出する書式の主たる記載内容(製品用: 食品を製造する工場用)を、表1に示す。製品用申請書の内容は5つの部分に分かれている。Part A: 会社に関する情報、Part B: 工場に関する情報、Part C: 追加情報、Part D: 製品関連情報、Part E: 申請者の申告書(真正であることの署名)である。表1には、中心となる申請書であるPart CとPart Dを示している。

「Part C: 追加情報」では、導入している食品衛生、品質管理プログラム(HACCP、ISO、GMP、TQM)の取得状況を記載する必要がある。ハラール認証の要件に、トイバン(健康的、衛生的、高品質)という概念が入っているため、これらのプログラムの導入は、ハラール認証の審査において高く評価される。審査の

図1 ハラール認証の手続きの流れ(マレーシアのケース)



(出典) 拙稿(並河良一, ハラール認証実務プロセスと業界展望, シーエムシー出版, 2012)を一部修正